

○厚生労働省告示第 321 号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月一日から適用する。

令和五年十一月二十日

厚生労働大臣 武見 敏三

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～009 (略)</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 気管支バルブ治療用</u> 48,900円</p> <p>011～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1) 疼痛除去用</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 16極以上用・充電式・自動調整機能付き</u> 2,260,000円</p> <p><u>⑧</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>088～131 (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～009 (略)</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>011～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1) 疼痛除去用</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>⑦</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>088～131 (略)</p>

132 ガイディングカテーテル (1)~(3) (略) (4) 気管支用	90,300円	132 ガイディングカテーテル (1)~(3) (略) (新設)	
133 血管内手術用カテーテル (1)~(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①~⑤ (略) ⑥ リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテル	434,000円	133 血管内手術用カテーテル (1)~(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①~⑤ (略) (新設)	
(9)~(22) (略) 134~224 (略) 225 気管支用バルブ	313,000円	134~224 (略) (新設)	
III・IV (略)		III・IV (略)	
V 歯科点数表の第 2 章第 5 部及び第 8 部から第 11 部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格		V 歯科点数表の第 2 章第 5 部及び第 8 部から第 11 部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001~035 (略)		001~035 (略)	
036 半導体レーザー用プローブ	229,000円	(新設)	
037 レーザー照射用ニードルカテーテル	1,990円	(新設)	
VI 歯科点数表の第 2 章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		VI 歯科点数表の第 2 章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001~057 (略)		001~057 (略)	
058 CAD/CAM 冠用材料 (1)~(4) (略)		058 CAD/CAM 冠用材料 (1)~(4) (略)	
(5) CAD/CAM 冠用材料 (V)	1 個 6,150円	(新設)	
059~069 (略)		059~069 (略)	
VII~IX (略)		VII~IX (略)	